

令和 7 年度事業計画

海上で働く船員は長期間陸上から孤立し、船内労働・船内生活のすべてに「自己完結」が求められます。孤立した危険が伴う状況で、一般社会から切り離された職住一体の生活が強いられています。近年の人口減少や少子高齢化に伴う船員不足が顕著になってきており、新人船員の定着率の向上に向け、長時間労働の是正に向けた労務管理の適正化等の「船員の働き方改革」が進められている。

2023 年度の船員災害の実績について、死傷災害の発生人数については、依然として「転倒」「はさまれ」「動作の反動・無理な動作」「転落・墜落」による死傷災害が全体の約 60%を占め、死亡・行方不明の原因は「海中転落」が 75%を占めている。

前年度と比較すると、「一般船舶」の死傷災害は 185 人から 174 人へ、「漁船」は 231 人から 213 人といずれも減少している。また、漁船及び一般船舶等を合わせた死傷災害発生率（職務上死亡及び職務上災害（休業 3 日以上）の年間百分率）は、0.74%から 0.73%へ微減しており、2024 年度の減少目標を達成している。

船員の疾病の発生状況については、感染症が 10%から 17%へ増加し、次に生活習慣病に関連する疾病の循環器系が 14%、消化器系が 12%、新生物が 7%を示しており、依然として全体の約 38%を占めている。また、疾病による死亡者は、前年度と比較すると 12 人から 13 人とほぼ横ばいの状況で、死亡者の多くが脳血管疾患や虚血性心疾患など生活習慣病が原因となる疾患である。生活習慣病に関する疾病の発生状況及び生活習慣病に関連する疾病による死亡者数は依然として高い割合を占めている。

疾病（新型コロナ感染症を除く）の発生人数は、前年度と比較すると「一般船舶」等は 201 人から 202 人、「漁船」は、133 人から 161 人と「漁船」の増加が顕著となっており、疾病の「全体」発生率は 0.63%から 0.77%に大きく増加している。

国土交通省において、2023 年度を開始年度とする第 12 次船員災害防止基本計画（2027 年度までの 5 年間の計画）の実施を図るために 2025 年度船員災害防止実施計画が定められたことから、両計画に基づき船員災害防止活動を強力に推進することにより、安全で健康的な魅力ある労働環境の整備に取り組むこととする。

また、商船漁船合同専門委員会及びその下部委員会（外航問題調査委員会、内航問題調査委員会、漁船問題調査委員会）を継続して開催し、会員の現状、新たなニーズ及び課題の把握に努めながら、船舶所有者、船員及び関係者の協力を得て次の事業を実施することにより、船員の安全の確保及び船内衛生の向上を推進し、船員災害の防止を図る。

1. 船員労働安全衛生月間活動の推進

2. 広報活動による船員災害防止活動の推進

- ① 安全衛生に関する資料の作成・頒布に加え、機関誌並びに当協会ホームページにより安全衛生に関連する情報を積極的に提供する。

- ② 「船員災害防止協会優良会員」の認定等による会員及び関係者の安全意識の高揚

3. 安全衛生教育及び技術指導

- ① 安全衛生講習会、生存対策講習会及び訪船等による安全衛生管理体制構築の支援並びに安全衛生技術指導及び教育
- ② 訪船船舶毎の安全衛生状況の実態調査及び集計・分析とフィードバック
- ③ 一般船舶及び漁船等における、転倒、はさまれ等作業時の多発災害、海中転落等に対応した死傷災害防止対策
- ④ 安全衛生教育に資する書籍等の頒布及び出張講習等の外部からの受託事業

4. 登録試験及び登録講習等の実施

5. 船員の働き方改革に資する労働環境改善のための啓発活動

(1) 衛生対策

事業者団体等と連携し、船員等を対象にメンタルヘルスの確保、ハラスメントの防止の確保、及び生活習慣病の予防に関する講習会を開催し、啓発活動を実施する。

(2) 安全対策

災害発生データの分析による啓発活動へのフィードバックを行うと共に、事業を支障なく遂行するうえで安定的な財務状況を維持するため、業務の効率化と新たな講習ニーズの把握に努め、必要な改善を図るとともに本部と支部の連携を密にして効果的に事業を遂行する。

【本部事業】

I. 船員労働安全衛生月間活動の推進

1. 月間活動

(1) 令和7年度(第69回)船員労働安全衛生月間関係資料の作成配布

安全衛生に関する標語及び体験記・意見の懸賞募集について、会員事業者、関係団体等に周知するとともに、業界紙に掲載を依頼し募集活動を強化することとする。入選作品を掲載した標語ビラ、ポスター、船員労働安全衛生月間の『実施のしおり』及びリーフレットを作成し、海運・水産各社、関係官庁、関係団体及び支部・地区支部等に配布する。

(2) 選考委員会及び編集委員会の開催

上記船員労働安全衛生月間関係資料作成のための選考委員会及び編集委員会を各々開催する。

2. 船員災害防止大会

(1) 船員労働安全衛生功績者の表彰

船員の安全の確保または船内衛生の向上に尽力し、その功績が極めて顕著な会員、団体並びに会員に所属する船舶及び個人を船員災害防止大会等において表彰する。

(2) 本部役職員の参加

支部及び地区支部において開催される船員災害防止大会に本部役職員が参加して、安全衛生意識の高揚に対する支援を行う。

II. 広報活動による船員災害防止活動の推進

1. 季刊機関誌「船員と災害防止」の発行

本部・支部活動の状況、船員の安全衛生に関わる船員行政に関する情報等、会員に役立つ情報等を記載した機関誌としてさらに充実させるため、引続きアンケート等により最新のニーズを調査して内容の改善・充実を図る。

2. ウェブサイトの活用・充実

令和6年にリニューアルしたホームページにより、船員の安全衛生に関する情報、各種講習会の案内、さらに機関誌のバックナンバーの掲載、および頒布品の発注等、閲覧者が必要な情報を取得しやすいように積極的な情報発信に取り組む。

3. 船員災害防止協会案内リーフレット更新

活動全体を抽出した親しみやすいリーフレット（令和7年度版）を作成し、積極的に活動の紹介を行い会員加入活動等に積極的に活用する。

4. 船員災害防止協会優良会員の認定

優良会員認定要領により、前年度において自ら災害防止に努力し、活動への協力に積極的な会員を単年度ごとに『優良会員』として認定して、その努力と成果の証としてステッカーを贈る。

III. 安全衛生教育及び技術指導

1. 安全衛生管理実務担当者連絡協議会

海運関連各社の安全衛生管理に係わる実務担当者を対象に、船員災害防止実施計画及び月間実施要綱・要領並びに船員労働の安全衛生に関する時宜を得た課題について情報共有を図るため、年2回開催する。

なお、外部講師による安全衛生に関する講演については、協議会出席者の他に全国の会員へ向けた配信の実施に向けて検討を進める。

2. 安全衛生教育に関する協力、出張講座、出張講習（特別依頼講習）

船員の災害防止に係る啓発活動を推進するため、支部・地区支部及び船員労働安全衛生協議会等が開催する講習会へ本部から講師を無料で派遣する他、全国船員保険協会船員保険部、神戸マリナーズ厚生会等の協力を得て、その出張講座を活用する。

また、個々の会員及びその団体、船員養成機関等が自主的に実施しようとする船員の安全意識向上のための啓発活動、安全講習等に対しきめ細かな支援を行うため、会員からの依頼内容を基に企画、構築した特別依頼講習を有料で実施する。

3. 船員の衛生及び健康管理の促進

- (1) 全国健康保険協会船員保険部と協働して船員の衛生及び健康管理を促進するための講座開設、資料の配布を行う。
- (2) ホームページ等で船員の健康の維持と疾病の予防に関する情報を提供する。
- (3) 船員の健康管理の重点事項である生活習慣病、感染症、熱中症の予防に関し、全国健康保険協会と連携して周知を図る。

4. 一般船舶及び漁船等における多発災害への対応

2023年度の船員災害状況の集計で明らかになった「転倒」、「はさまれ」、「動作の反動・無理な動作」、「転落・墜落」で全体の約60%を占めている。また「海中転落」による死亡及び行方不明の発生状況は依然として高い割合を占めていることから、ホームページまたはリーフレットの作成によりその予防対策を周知徹底する。

5. 保護具、計測機器の開発・普及

船員災害防止に有効な保護具、機器類の研究開発及び普及の促進を図るため、保護具及び計測機器のメーカー等28社で構成する「船員災害防止推進会」の会員と情報交換を行うとともに、同会の協力を得ながら本部が主催する各種協議会、及び支部で開催する船員災害防止大会等において展示・説明会を企画する。

6. 安全衛生教育普及書籍等の充実

既存頒布書籍等について、船員労働を取り巻く状況及び会員のニーズを測りながら、改訂・更新に努め、船員災害防止大会、安全衛生講習会において頒布品の展示及び周知により販売の促進を図る。

IV. 登録試験及び登録講習等の実施

1. 安全衛生関係の以下の資格取得講習及び試験等を実施

- ① 衛生管理者登録講習
- ② 船舶衛生管理者講習（B）
- ③ 船舶衛生管理者講習（C）
- ④ 登録危険作業講習（酸素欠乏の予防に関する講習）
- ⑤ 危険物等取扱責任者更新講習

- ⑥ 船舶料理士登録試験
- ⑦ 墜落制止用器具特別教育

※

- ・「① 衛生管理者登録講習」の座学講習(80 時間)については、講習を実施する病院側、及び受講者所属事業者の負担軽減を図るため、学習管理システムを活用したオンライン講習として実施する。
- ・「② 船舶衛生管理者講習(B)」については、コロナ禍において実施が制限されていたため、受講希望者が滞留している状況から、実施回数を増やして対応する。
(年4回を予定)

2. 講習等に関する改善

会員事業者、関係団体及び受講生等からの要望等の把握に努め、内容、方法等に関する改善を検討する。

V. 船員の働き方改革に資する労働環境改善のための啓発活動

1. 衛生対策

「船員の健康確保」に関してこれまで構築した「高年齢船員の健康確保」、「船員のメンタルヘルス確保とハラスメント対策」及び「船員の生活習慣病の予防①、②」の4種類の講習内容に加え、「災害防止の観点から見た人材育成のあり方」を新たに立ち上げ、集団参加型あるいはオンラインによる講習を事業者毎のニーズに応じた形で全国各地において実施する。なお、受講希望者が少人数の場合は、オンライン講習の実施を検討する。

2. 安全対策

災害発生データの分析を行い船員災害防止活動に反映させる。

VI. 調査研究事業

安全・衛生技術指導員等が訪船して実施した船舶の設備、作業及び居住環境等の実態調査並びに行った指導・助言を集計分析し、その結果を『訪船安全・衛生技術指導集計報告書』としてまとめ、関係先に配布、周知して船舶所有者の自主的な改善活動を支援する。

【支部事業】

I. 船員労働安全衛生月間活動の推進事業

1. 月間活動

各支部及び地区支部が、船員災害防止の意識の向上を図るため、地方または地区の安全衛生協議会等とともに月間事業の推進母体となって無料健康相談所の開設、訪船指導、特別講習会等の開催により、積極的な月間活動を行う。

2. 船員災害防止大会の開催

各支部または地区支部は、原則として月間中に船員災害防止大会を主催し、船舶所有者及び船員の安全衛生意識の向上に努める。

3. 安全衛生保護具及び機器類等の展示・説明会の開催

各支部または地区支部は、船員災害防止大会の開催時期等に、安全衛生保護具、作業用救命衣及び各種検知器具について「船員災害防止推進会」と協力して展示・説明会を開催し、その理解、普及に努める。

II. 広報事業

1. 各支部・地区支部毎の広報

各々の支部・地区支部は、その活動の状況等を本部発行の機関誌、リーフレット及びホームページを利用して広報し、新規会員の加入促進にも活用する。

2. 船員労働安全衛生功績者の推薦

支部・地区支部は、船員の安全の確保または船内衛生の向上に尽力し、その功績がきわめて顕著な会員、団体、会員に所属する船舶及び個人であって、船員災害防止大会等で表彰するにふさわしいものを本部に推薦する。

3. 船員災害防止協会優良会員の推薦

支部・地区支部は、前年度において自ら災害防止に努力し、協会活動への協力に積極的な会員であって、単年度ごとの『優良会員』として認定すべきものを本部に推薦する。

III. 安全衛生教育及び技術指導事業

1. 安全衛生講習会

次の内容についての講習会を、年間 50～60 回を目途に実施する。

- ① 安全講習会
- ② 衛生講習会
- ③ 酸素欠乏講習会
- ④ 船舶火災消火講習会
- ⑤ 漁船安全衛生講習会

2. 生存対策講習会

船舶遭難時における生存を図るための教育訓練、座学ならびに膨張式救命筏、救命胴衣及びイマーシヨンスーツを用いて水上で行う実践的な訓練を本部派遣の安全管理士等と協同で開催する。

3. 安全衛生教育等に対する協力

支部・地区支部は、個々の会員及びその団体または船員養成機関等が実施する船員の安全意識向上への啓発活動、安全講習等に、DVD 等の貸出や資料の提供を行って協力する。また、講師の派遣は本部等の出張講座及び出張講習を活用する。

4. 訪船安全・衛生技術指導

安全技術指導員または衛生技術指導員が船舶に訪船して、訪船技術指導表（チェックリスト）に基づく船舶の設備、作業並びに居住環境等の実態調査を行い、必要に応じて指導・助言及び情報の提供を行う。令和 6 年と同様に令和 7 年度も指導員更新時には衛生指導員を各支部に配置できるように努める。